

藤崎町 保育所・認定こども園 入所申込みのご案内

保育所や認定こども園の保育利用を希望される方は、必ずご一読の上、手続きをしてください。

不明点は住民課子育て支援係(0172-88-8184)までお問合せください。

※幼稚園や認定こども園(教育)の利用は施設への申込みとなりますので、施設にお問い合わせください。

1 教育・保育給付認定

認可保育所・認定こども園(保育)を利用するには、下表の2・3号の認定を受ける必要があります。そのため保育所等の利用申込みと同時に申請することになります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設・事業
1号 認定	満3歳 以上	なし (教育希望)	教育標準時間(1日4時間程度)	幼稚園(子ども・子育て支援新制度) 認定こども園(教育)
2号 認定	満3歳 以上	あり (保育希望)	保育標準時間(1日11時間まで) 保育短時間(1日8時間まで)	保育所 認定こども園(保育)
3号 認定	満3歳 未満	あり (保育希望)	保育標準時間(1日11時間まで) 保育短時間(1日8時間まで)	保育所 認定こども園(保育)

2 保育所・認定こども園(保育)等の入所要件(以下(1)(2)の両方を満たすこと)

(1)入所希望日までに保護者の居住地が藤崎町であること

(2)保護者の両方が次のいずれかの事由のため、保育の必要性の認定を受けていること

- ①就労している(月48時間以上。育児休業中は継続入所のみ可)
- ②母子健康手帳が交付されている ※出産(予定)日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日までである
- ③病気やけがをしている、又は心身に障がいがある
- ④同居親族の介護・看護をしている(月48時間以上)
- ⑤災害などで自宅の復旧に当たっている
- ⑥継続的な求職活動をしている、又は起業準備中である(90日を経過する日が属する月の末日まで)
- ⑦通学又は職業訓練を受けている(月48時間以上)
- ⑧児童への虐待のおそれがある、又はDVIによる被害を受けている
- ⑨その他町長が①～⑧に類すると認める場合

3 認定申請・入所申込みの受付時間・場所(他市町村の保育所・認定こども園(保育)への入所含む)

○時間 午前8時15分～午後5時(土・日・祝日を除く) ※毎週水曜日は午後6時30分まで受付します。

○場所 住民課子育て支援係 【注】町こども家庭センター(仮称)設立後はそちらへ提出願います。

4 入所・転園申込み及び退所の手続きについての注意事項

(1)施設の見学については、各施設へお問合せください。(4ページ目に電話番号あり。)

(2)申込書類等の提出期限(転入に伴う入所申込みは、以下にかかわらず転入手続きと同時に行うこと。)

・4月1日入所の場合 ……1月中(1月末日が役場閉庁日の場合は直前の平日まで)

・5月1日以降入所の場合…前月の5日まで(5日が役場閉庁日の場合は次の平日まで)

(3)申込み後に住所・氏名・家族構成・父母勤務先等に変更があった場合、速やかに届け出てください。

(4)育児休業中は保育所等の入所要件を満たしていないので、新規に入所を申し込むことはできません。

(5)育児休業からの職場復帰に合わせて新規に入所を申込み場合、入所可能日は以下となります。

・職場復帰日が月の15日まで…復帰日が属する月又はその前月の1日

・職場復帰日が月の16日以降…復帰日が属する月の1日

※他市町村の保育所等は入所可能日が異なります。施設所在地の市役所に事前にご確認ください。

(6)児童の心身に障がいがある場合、生命維持に必要な手術をする等の場合は施設に受入可能か事前確認を
してください。医療的ケア(人工呼吸器、胃ろう等)が日常的に必要な場合は町に確認してください。

(7)退所する場合、退所届(住民課窓口の様式あり)を退所する月の末日までに町に提出してください。

※幼稚園・認定こども園(教育)の退園については施設にお問い合わせください。

5 転園申込み(町内施設から町内施設へ)に必要な書類

・転園申込書(住民課窓口の様式あり)

6 新規入所(認定申請・入所申込み)や転園申込み(町外施設へ)に必要なもの

(1)子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書(様式第1号)【児童1人につき1枚】

【注意】育児休業給付金の支給対象期間延長手続きをする方は、提出前に写しを取ってください。
 詳細は育児休業等給付コールセンター(0570-200-406 通話料あり)でご確認ください。

・個人番号が確認できる書類(父母及び入所児童のマイナンバーカード等)

(2)保育を必要とする事由を証明する書類【父母ともに次のいずれかの書類が必要】

保育を必要とする事由	提出書類
① 就労	就労証明書<町指定様式>
② 妊娠、出産前後	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定月記載ページ)
③ 保護者の疾病、障がい	【疾 病】医師の診断書<町指定様式> ※保育が困難である旨の記載要 【障がい】身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳など ※氏名・等級・交付日記載ページの写し
④ 同居親族の介護・看護 ※長期入院中の親族含む	【介 護】介護保険被保険者証の写し(氏名・等級・交付日記載ページ) 【看 護】医師の診断書<町指定様式> ※看護が必要である旨の記載要
⑤ 災害復旧活動	り災証明書などの写し
⑥ 求職活動、起業準備	求職活動申立書<町指定様式> ※ハローワーク受付票などあれば写し添付
⑦ 就学、職業訓練校等における職業訓練	(1)在学(籍)証明書又は受講決定通知書の写し(受講期間が記載されたもの) (2)受講状況がわかるカリキュラム表などの写し
⑧ 虐待やDVのおそれ	町にご相談ください
⑨ その他町長が認める場合	町にご相談ください

(3)保育料決定に必要な書類【以下①～③に該当する方が必要となります】

- ①前年1月1日又は本年1月1日時点で保護者が藤崎町外に在住していた場合、該当者の所得課税証明書(4～8月入所時は前年度分、9～3月入所時は現年度分。前住所地の市役所から交付が必要となることがあります。 ※個人番号を申請書に記入すれば原則省略可能(住民税未申告時を除く)
- ②申込児童や生計を一にする方の心身に障がいがある場合、i.身体障害者手帳、ii.愛護(療育)手帳、iii.精神障害者保健福祉手帳、iv.特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給を証明するもののうちいずれかを提出してください。(氏名・等級・交付日等がわかるページの写しを提出すること。)
- ③住民票を別にする児童を扶養している(県外の学校に在籍など)場合、別居者の扶養事実申立書<町指定様式>を提出してください。(以下の書類を添付してください。)
 ・別居している児童の住民票の写し
 ・学生証の写しまたは在学証明書(学生の場合)
 ・扶養していることが確認できる書類(生活費を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等)

7 保育給付認定の通知

認定申請を審査し、保育が必要と判断した場合は、**保育の必要量と有効期間**が記載された**支給認定証**を郵送します。(保育所等入所承諾書又は保育所等入所保留通知書と同時に郵送します。)

(1)通知時期の目安(入所審査が難航した時や、他市町村の施設を希望した場合などを除く)

年度途中の入所希望・・・入所希望日の前月の中旬頃

4月1日の入所希望・・・2月下旬～3月上旬頃(保育利用の申込みが集中するため)

(2)保育の必要量 ※父母のいずれかが保育短時間に該当する場合は保育短時間認定

保育標準時間 (1日11時間) ※保護者の希望により 保育短時間認定も可	① 就労(月120時間以上) ② 妊娠、出産前後 ③ 保護者の疾病・障がい ④ 同居親族の介護・看護(月120時間以上) ⑤ 災害復旧活動	⑦ 就学、職業訓練校等における 職業訓練(月120時間以上) ⑧ 虐待やDVのおそれ ⑨ その他、町長が認める場合
保育短時間 (1日8時間)	① 就労(月48時間以上) ④ 同居親族の介護・看護(月48時間以上) ⑥ 求職活動、起業準備	⑦ 就学、職業訓練校等における 職業訓練(月48時間以上) ⑨ その他、町長が認める場合

(3)認定の有効期間

保育給付認定の有効期間は、原則次のとおりです。

2号認定・・・小学校就学前まで

3号認定・・・3歳の誕生日の前々日まで

ただし、保育を必要とする事由が下表に該当する場合は、有効期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育給付認定の有効期間
② 妊娠、出産前後	出産(予定)日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日
⑥ 求職活動、起業準備	90日(3ヶ月)
⑦ 就学、職業訓練校等における職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日

※父母で有効期間が異なる場合、短いほうの期間が有効期間の基準となります。

※上表の有効期間満了日や、①就労(有期雇用)の雇用期間満了日、③保護者の疾病等の治療終了予定日、④同居親族の看護(治療)終了予定日が近づいたときなどは、保育を必要とする事由が確認できる書類(就労証明書、診断書など)の提出を依頼します。

※保育を必要とする事由が変更となった(例:退職し求職活動を始めた、月の就労時間が120時間以上から120時間未満となった、等)場合はその届出をしてください。

※正当な理由が無く、書類の提出の求めに応じなかったり、変更の届出をしなかったりした場合、保育給付認定の取消し及び利用施設の退所手続きを行うことがあります。

8 利用調整及び入所の決定

受付期間内に受理した入所申込みを、各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、優先順位が高いと考えられる児童から順番に入所の決定(利用調整)を行います。

申込児童が希望施設に入所できる場合、**保育所等入所承諾書**を送付します。

施設の定員や保育士数に余裕がない等の理由により希望施設に入所できない場合、**保育所等入所保留通知書**を送付し、翌月以降も認定の有効期間中(申込年度の末日まで)は利用調整を行います。

【注意】第1～3希望施設の欄は、入所の意思がある施設のみ記載願います。

(いずれか1つでも受入可能な施設があれば、その中で順位が高い施設に決定いたします。)

9 保育料の決定方法

保育料は、国が定めた基準額を上限として町が設定し、原則として児童の父母の市町村民税課税額合計で決定します。父母の所得合計が一定以下の場合、同居(住民票上のみならず実態も確認します。別棟・二世帯住宅含む。)の祖父母等を家計の主宰者とみなし課税額を合算する場合があります。

※生計が別である場合は、そのことがわかる資料(公共料金の通知書等)を持参して申立してください。

(1)保育料の切替え

毎年4月は年齢区分の変更、毎年9月は市町村民税額の年度の変更による切替えがあります。市町村民税申告が遅れた場合や修正申告をした場合は、保育料が変更になることがあります。

※保護者が市町村民税を申告しなかった場合、**保育料を最高額で決定することがあります。**

(2)保育料の基準となる年齢

毎年3月31日時点の満年齢が0～2歳である児童が保育料の算定対象となります。(4月1日に満3歳となる児童は対象外。)年度途中で誕生日を迎えても年度中は年齢による保育料の変更はありません。

(3)保育料の軽減

同一世帯から複数児童が保育所等を利用する場合、2人目以降の保育料が軽減されることがあります。また、ひとり親世帯や障がい者が同居している世帯等も保育料が軽減されることがあります。

(4)保育料の納入方法について(保育所利用者:町へ納入 認定こども園利用者:利用施設へ納入)

保育所利用者は口座振替又は納入通知書が利用できます。口座振替希望者は町へお問合せください。

【注意】納期限を守らなかった場合、児童手当から滞納分を天引き(特別徴収)することがあります。

認定こども園利用者は、納入方法などの詳細は利用施設にお問合せください。

【町内教育・保育施設一覧(令和8年4月1日予定)】 ※変更の可能性あり

種 別	施 設 名	利用定員(人)		地域子ども・子育て支援事業等	連 絡 先
		1号	2・3号		
保 育 所	藤 崎 保 育 所		100	休日保育・延長保育・一時預かり・病後児保育・地域子育て支援センター	75-3305
保 育 所	西中野目保育所		35	休日保育・延長保育・一時預かり	75-3239
保 育 所	小 畑 保 育 所		50	休日保育・延長保育・一時預かり	75-3133
幼 稚 園 型 認定こども園	認 定 こ ども 園 藤 崎 幼 稚 園	10	10 ※2歳以上	延長保育・預かり保育・一時預かり・子育て支援事業(ひよこのつどい)	75-5939
幼保連携型 認定こども園	ふじこども園	5	90	休日保育・延長保育・一時預かり	75-5238
幼保連携型 認定こども園	ときわこども園	10	130	休日保育・延長保育・一時預かり	65-3159
幼保連携型 認定こども園	みずきこども園	10	90	休日保育(ときわこども園で実施)・延長保育・一時預かり	65-3125

- ・病後児保育とは、病気の回復期だが集団保育が困難で、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を保育する事業です。なお、藤崎保育所入所児童のみ利用可能です。
- ・地域子育て支援センター及び子育て支援事業(ひよこのつどい)とは、地域全体の子育て支援拠点として子育て親子の交流促進、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てサークルの支援などを実施しています。

○2号・3号認定(保育の必要性の認定を受けた児童)

施 設 名	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	
藤 崎 保 育 所 西中野目保育所 小 畑 保 育 所	午前7時～午後3時 ※上記の時間以外は延長保育料金が発生する。	午前7時～午後6時	午後8時まで 延長保育
認 定 こ ども 園 藤 崎 幼 稚 園	午前7時30分～午後3時30分 ※上記の時間以外は延長保育料金が発生する。	午前7時30分～午後6時30分	
ふじこども園	午前9時～午後5時 ※8時間以内の利用なら、延長保育料金なし。	午前7時～午後6時	午後7時まで 延長保育
ときわこども園 みずきこども園	午前8時～午後4時 ※上記の時間以外は延長保育料金が発生する。	午前7時～午後6時	午後8時まで 延長保育

○1号認定(満3歳以上の教育の必要性の認定を受けた児童)

施 設 名	教 育 標 準 時 間
認 定 こ ども 園 藤 崎 幼 稚 園	午前9時～午後2時 ※利用時間は午前7時30分から午後6時30分まで。 午後2時以降は預かり保育料金が発生する。 ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。
ふじこども園	午前9時～午後3時 ※午後3時以降は預かり保育料金が発生する。 ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。
ときわこども園 みずきこども園	午前8時～午後1時 ※午後1時以降は預かり保育料金が発生する。